

し め まち  
志免町

じん けん きょう いく けい はつ き ほん し しん  
人権教育・啓発基本指針

がい よう ばん  
(概要版)



2015年(平成27年) し め まち  
志免町

## さく てい しゅ し 策定の趣旨

志免町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、日本国憲法に基づく政策及び福岡県の人権に関わる政策とあわせて、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。

これらの取組により、町民の人権問題に関する理解と認識は深まっていますが、依然として、社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見等による人権侵害事象が発生しており、福岡県内においても、様々な人権侵害が発生しています。

このような状況のなか、本町では基本的人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指し、より一層効果的な取組として、町民ニーズや地域の実情に合った独自の施策を展開していくことが必要とされています。

そこで、2000(平成12)年12月に公布施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするため、「志免町人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」といいます。)を策定するものです。

## き ほん し しん い ち づ 基本指針の位置付け

1. この基本指針の策定は、「第5次志免町総合計画」の基本方針の一つである「町民が年齢や性別などに捉われず互いに尊重し、認め合い、支え合いながら共に生きることができる心豊かな地域社会の構築」を実現することを目的に、志免町が今後実施すべき人権施策についての基本理念を明らかにし、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。

また、この指針に基づき、町の分野別計画との連携を図りながら、本町における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくものです。

2. 本町が進めてきた人権教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・啓発として再構築するものです。

3. 本町における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すものです。

4. 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であり、町における人権教育・啓発の基本的な計画を示すものであり、学校等、地域、家庭、職域、その他の様々な場において、実効ある人権教育・啓発を推進するものです。



# あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権……すべての人間が、生まれながらにして持っている権利

人権教育……人権が尊重される社会をつくることを目指す教育

人権啓発……人権尊重の普及と理解を深めるための啓発活動

## 1. 学校等 (①就学前教育・②学校教育)

発達段階に応じた人権教育を推進し、他人への思いやりの心を育み、人権問題を正しく理解して様々な人権問題を解決しようとする子どもを育成します。

## 2. 地域社会

幅広い年齢層を対象に各種講演会の実施及び啓発活動を行うことで、町民一人ひとりの人権意識を高め、様々な問題に対しては相談・支援体制の充実を図ります。

## 3. 家庭

保護者が人権感覚を高めて子どもと接することができるよう啓発の推進と虐待や介護放棄等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

## 4. 職域 (企業等)

人権尊重の視点に立った企業活動や職場づくりを支援します。

## 5. その他の様々な場 (研修)

町職員、教職員及び行政関係者等に対する研修の充実に努めます。

本町における人権教育・啓発は、学校、地域、家庭等を通じて、その発達段階と生活スタイルに応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、町民の意識や社会情勢等に留意して推進します。



## 1. 同和問題

国及び福岡県と緊密な連携の下、町民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、同和問題に自主的に取り組むことができるよう啓発活動に取り組みます。

### ○個別方針

- ・ 町民に対する啓発活動の充実強化
- ・ 企業における啓発の推進
- ・ えせ同和行為の排除
- ・ 同和教育の推進
- ・ 職員の育成



## 2. 女性の人権問題

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、女性が男性とともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負う男女共同参画の推進が必要です。

本町では「志免町男女共同参画推進条例」を施行し、総合的、計画的に施策を展開していくことで、男女共同参画のまちづくりを目指します。

### ○個別方針

- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 家庭、教育、就労の場における男女共同参画教育等の推進
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・ 男女共同参画推進体制の整備



### 3. こ じん けん もん だい 子どもの人権問題

本町に住む人が子どもを安心して生み育て、子ども自身が自らがもつ力を伸ばし、その子育てを支える地域となることで、町全体が「子どもにやさしいまち」になることを目指します。

#### ○個別方針

- ・ 子どもの権利を保障する
- ・ 安心して子育てができる環境の整備
- ・ 子ども一人ひとりの個性が発揮される地域社会をつくる



### 4. こう れい しゃ じん けん もん だい 高齢者の人権問題

高齢者が生きがいと尊厳をもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員としてさまざまな社会活動に参加できるよう支援していくとともに、高齢者の人権についての認識と理解を深める教育・啓発活動を推進します。

#### ○個別方針

- ・ 高齢者の人権についての啓発の推進
- ・ 社会参加や雇用・就業の促進
- ・ 高齢者の権利擁護の推進
- ・ 在宅生活を支えるサービスの充実
- ・ 相談体制の充実



### 5. しょう がい しゃ じん けん もん だい 障害者の人権問題

障害のある人もない人も、かけがえのない一人の人間として人格と個性を尊重し支えあえる共生社会の実現に向け、障害者の理解のための啓発活動を推進し、また、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実などに取り組み、その利用を図ります。

#### ○個別方針

- ・ 障害者理解のための啓発・教育の推進
- ・ 障害者の権利擁護の推進
- ・ 相談体制の充実



## 6. がいこくじん じんけんもんだい 外国人の人権問題

町民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、国際交流活動の中で、国際感覚・国際意識を養うことは、広い視野で生活全体を見直すことにもつながります。お互いが国籍や人種、民族、宗教の違いを認め合い、歴史的経緯を正しく理解し、それぞれの価値観を正當に評価し、相互理解に努めることにより、偏見や差別意識が解消され、豊かなパートナーシップが生まれます。

本町では、居住年数の長短にかかわらず同じ地域に暮らす町民として、町内の行事や交流事業等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し、相互理解の促進に努めます。

### ○個別方針

- ・ 情報提供の充実
- ・ 外国人との相互理解の促進
- ・ 小中学校における外国籍児童・生徒への配慮



## 7. エイチアイブイかん せんしゃ びょうかん じゃ など じんけんもんだい HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

### HIV感染者等

どのような病気であっても患者または感染者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、感染防止と患者の人権に配慮した医療、生活が行われるよう教育・啓発に努めます。

### ○個別方針

- ・ 正しい知識の普及・啓発の推進
- ・ 関係機関との連携

### ハンセン病患者等

どのような病気であっても患者または元患者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、患者と元患者の人権に配慮した医療、生活が行われるよう教育・啓発に努めます。

### ○個別方針

- ・ 正しい知識の普及・啓発の推進
- ・ 関係機関との連携



## 8. インターネット等による人権問題

インターネット等による人権問題に関しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めるとともに、人権侵害となる行為を防止するための啓発を行います。

### ○個別方針

- ・ インターネット利用のモラル向上に向けた教育や啓発の推進
- ・ 犯罪被害の防止



## 9. その他の人権問題

- ① 犯罪被害者やその家族
- ② 刑を終えて出所した人
- ③ 東日本大震災に起因する人権問題
- ④ 性的マイノリティ
- ⑤ その他

これまで述べてきた人権問題の他に、アイヌの人々に対する偏見や差別をはじめ、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスに対するいやがらせや暴行、人身取引といった人権を侵害する様々な人権問題が存在します。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題もあります。

このため、それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を柔軟に行うことが必要です。



## 1. 町の推進体制

本基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権課題や問題を管轄する課等に止まることなく、庁内の各部署が連携、協力を図りながら人権施策に取り組んでいきます。

## 2. 関係行政機関や行政関係団体等との連携

国や県等の関係行政機関と連携を図りながら、効果的な人権教育・啓発推進に努めます。

また、町内の関係団体とは、連携をとりながら人権啓発活動や相談事業等に取り組んでいきます。

## 3. 基本指針の見直し

本基本指針については、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととします。



この概要版は、町民一人ひとりの基本的人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指し、より一層効果的な取組として、町民ニーズや地域の実情に合った独自の施策を展開することを家庭、地域、学校、職場等に示すものです。

## 問合せ先(発行)

### 志免町役場(社会教育課)

〒811-2244 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目2番1号  
町民センター1階

TEL 092-935-1419(直通) / 092-935-7100(施設)

FAX 092-935-7141

E-mail syakyo@town.shime.lg.jp